

江戸川都税事務所からのお知らせ

償却資産の申告をお願いします



固定資産税は、土地・家屋だけでなく、事業を営んでいる方の事業用資産（償却資産）にも課税されることをご存知でしょうか？

毎年1月1日現在、江戸川区内にお持ちの事業用資産を申告していただき、課税しています。（評価額の合計が150万円未満の場合には、課税となりませんが申告は必要です。）

償却資産とは、会社や個人で事業を行っている方が、事業のために使用している、構築物・機械・器具・備品等のことで、パソコン・コピー機・ルームエアコン等のほか、次のようなものが挙げられます。

申告が必要となる例

- ・事務所や店舗を借りて事業を行っている方 → 賃借人が設置した建築設備・内装 等
- ・小売・飲食店・理美容業等の方 → 陳列ケース、厨房設備、洗面設備 等
- ・共同住宅の貸付をしている方 → フェンス等の外構工事、電力・ガス等の引込工事 等
- ・駐車場の貸付をされている方 → 路面舗装、機械式駐車場設備 等

詳しい資料を青色申告会事務局、都税事務所配布しています。

青色申告会HPにも掲載していますので、ぜひご一読いただき、適正な申告をお願いいたします。

お問合せ：江戸川都税事務所 償却資産係 電話 03-3654-2151(代)

1月、2月、3月の 主な税カレンダー

【1月分】

- ◆特別区民税 4期分
- ◆償却資産税申告

【2月分】

- ◆固定資産税 4期分
- ◆都市計画税 4期分

【3月分】

- ◆所得税申告 3/15 まで
- ◆個人事業税申告 3/15 まで
- ◆消費税申告 4/1 まで

1月、2月、3月の 主な申告会カレンダー

【1月】

1/21(月) 新年賀詞交歓会(グリーンパレス)

【2月】

2/18(月) 早期申告キャンペーン

【3月】

3/22(金) 創立記念日のため休館となります

次の場合は速やかに事務局までご連絡下さい

☎03-3656-0621

- ◆引越しをして住所が変更になった方。
- ◆事業主が死亡した場合。
- ◆廃業される方。

さあ! ネットで申告



理事・役員・職員一同

同 同 同 同 同
中條 加藤 加藤 岸田 相田
清一 三千夫 繁男 静善 清三郎

【会長】安齋 五郎
【副会長】大村 耕一



あけましておめでとうございます

君の将来をサポートする!!

SDH 昭和第一高等学校

〒113-0033

東京都文京区本郷 1-2-15

TEL : 03-3811-0636

FAX : 03-3814-7985

【募集人員】

[普通科] 特進コース 男女 : 40名
[普通科] 進学コース 男女 : 240名

同窓会江戸川支部(昭窓会)